平成２２年（フ）第１２６５号
堺市南区三原台１丁３番29―108号
債務者　河原　曉子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２７１号
堺市南区竹城台１丁１番３―530号
債務者　津崎　有加
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２８１号
堺市中区深井畑山町2500番地　１―307号
債務者　谷口万代子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２８９号
堺市南区若松台１丁４番10―107号
債務者　平林　正行
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
広島県三次市十日市西４丁目８番15号
債務者　森宗　和浩
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第４７号
広島県三次市廻神町1613番地
債務者　丸岡　清孝
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１１６号
北海道室蘭市東町１丁目24番１―403号
債務者　清水由紀子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
北海道伊達市梅本町16番地８
債務者　三浦　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
北海道伊達市梅本町16番地８
債務者　三浦　裕幸
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
茨城県土浦市烏山２丁目530番地119
債務者　雨宮　美好
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５４号
茨城県つくばみらい市絹の台２丁目６番地７絹の台グリーンハイツ205、前住所茨城県つくばみらい市鬼長71番地１
債務者　秋田由美子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３６８号
埼玉県熊谷市上中条423番地
債務者　中島　功一
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７３号
埼玉県行田市大字谷郷2542番地１
債務者　矢内　直子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２４７６号
横浜市泉区岡津町190番地　ＣＲＣマンション第２　401
債務者　謝名由希子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５４３号
横浜市鶴見区梶山２丁目９番６号　ムツミハイツ101号室
債務者　佐藤由紀江
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５４５号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台14番１―108号
債務者　川和　秀美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５４６号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地40棟302号
債務者　イアン　ダーウォン
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部